

保護者の皆様へ

集団で学ぶ場である学校生活の基本を挙げています。  
規律を身につけることは自立と貢献へのスタートです。



## 学校生活の基本 5則

1 あるべき姿で



2 いるべき時間に



3 いるべき場所において



4 先生の指示に従い

5 やるべきことに取り組む



どの子にとっても「行くのが楽しみな学校」となることをめざしています。

これらの規律が守られることで、学校での教育は成り立っています。

5つの基本を大切にして学校生活を送れるよう、ご家庭でもご指導ください。



## 学校での指導と家庭との連携について



子どもたちの学校生活や家庭生活で、やってはいけない事はやらない、やるべき事はやるという基本をしっかりと身に付けさせることが大切です。学校と家庭が連携し、同じように指導した時、一番効果が上がります。そのために、保護者の皆様に次のことを理解していただき、ご協力をお願いいたします。

### 1 あるべき姿で → 警固屋小のやくそくが守られない場合

※服装を整え、小学生らしい身なり(学習しやすい服装や動きやすいくつ)で過ごします。

※服装や頭髪については警固屋小のやくそくに明記しています。

- ① その場で指導し、必要な場合は保護者にもこのことをお知らせします。

### 2 いるべき時間に → 連絡のない遅刻や欠席について

- ① 連絡がなく、朝登校していない場合、保護者に連絡し、事情をお聞きします。

→ 8時10分には教室で着席しているよう指導しています。

→ 遅刻・欠席の連絡は8時10分までをお願いします。 Tel.28-0011(警固屋小学校)

### 3 いるべき場所にて → 学校で本人の居場所が分からなくなった場合

- ① 教職員で手分けして捜します。同時に、保護者にも連絡し、所在確認に協力していただきます。

→ 何よりも本人の安全の確認を優先します。

- ② 学校で事情を聞き、指導します。怠惰による場合は、保護者とも連携し本人の自覚を促します。

### 4 先生の指示に従い → 学校で先生の指示に従えない場合

- ① その場で指導し、直させます。保護者にも連絡し、家庭でも指導していただきます。

- ② 本人の行動が他の児童の学習に大きな支障を与える場合、

→ 本人が自覚し、落ち着いて授業が受けられると判断できるまで別室学習等の手立てを取ります。

### 5 やるべきことに取り組む → 学校でやるべきことに取り組めない場合

- ① その場で本人を指導します。

**※ 1～5について、改善が見られず継続する場合、保護者に来校してもらい、いっしょに話し合います。**

#### ★ 触法行為(万引き・暴力・喫煙等)を行った場合

**社会で許されないことは、学校でも許されません。**

→ 必要な関係機関と連携し解決を図ります。

※ 関係機関… 呉市教育委員会、こども家庭センター、呉警察署、等